

## 第1条 総則

- 1 加盟店とは、株式会社ソーシャルモード（以下、当社といいます）が運営するWEBサイトのショッピングモール「Reputa」（以下、「Reputa」といいます）に出店、出品するための加盟店登録を申し込み、当社が審査の上、加盟を承認したショップをいいます。
- 2 加盟店は、法人（株式会社、有限会社等）として事業を営んでいることが必要です。
- 3 複数店舗を持つ場合、その複数店舗を加盟店登録するには、1店舗ごとに1つの加盟店として登録することが必要です。
- 4 加盟店は、当社から加盟店として承認された場合、登録にかかる費用を所定の方法で支払うことが必要です。

■登録にかかる費用・・・1加盟店ごと 59,800円（税込）

上記登録にかかる費用には、登録月と翌月の利用料を含みます。

※登録月とは、当社が加盟店登録を承認した日が属する月をいいます。

当社が承認し、加盟店登録にかかる費用の支払を確認できしだい、「Reputa」にホームページを掲載でき、出店、出品、決済機能の利用を認めます。

- 5 加盟店は加盟店登録申込時、または当社から加盟店として承認された後、毎月利用料を支払うことが必要です。

■各月の利用料・・・・・・ 3,980円（税込）

各月の利用料は、加盟店登録月の翌々月分より、当社発行の請求書に基づいて前月25日までに支払うことが必要です。

登録後初回となる加盟店登録月翌々月分の利用料の支払日は、加盟店登録月の翌月25日までとなります。

- 6 各月の利用料の支払が確認できなかった場合、支払期日以降、加盟店に提供する全部または一部のサービスを停止し、加盟店のホームページ掲載も停止いたします。
- 7 当社により加盟店登録が承認されたのちに、当該加盟店の会社名、ショップ名、代表者（法人の場合は代表取締役）または業種等に変更が生じた場合は、あらかじめ加盟店登録に必要な書類一式を提出の上、再審査（有料）を申し込み、当社の承認を得る必要があります。
- 8 加盟店は、加盟店としての資格を第三者に利用させたり、貸与、売買、質入等することはできないものとします。

## 第2条 本規約の変更

- 1 当社は、加盟店の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。
- 2 変更後の本規約は、「Reputa」に掲載することにより、その掲載時から適用されるものとします。

## 第3条 加盟店審査

- 1 加盟店登録にあたっては、当社所定の加盟店登録申込書等を提出の上、審査を受けることが必要です。  
また自己の責任と費用において、加盟店としての運営に必要なコンピュータ端末、携帯端末、通信機器、通信回線、その他の設備を保有し、管理することが必要です。
- 2 下記のいずれかの事項に該当する場合、当社は加盟店登録を拒否いたします。  
また、加盟店登録承認後に、加盟店が下記事項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承認を取り消します。  
その際、すでにお支払い済みの登録にかかる費用および各月の利用料は一切返金いたしません。
  - ① 加盟店登録の対象となる法人が実在しないと当社が判断した場合。
  - ② 当社所定の加盟店登録申込書に虚偽の記載があると当社が判断した場合。
  - ③ 加盟店登録の申し込みをした担当者が、加盟店で経営者、代表者または社員として加盟店営業に従事していないことが判明した場合。
  - ④ お客様に対する十分なサービスが実現できないと当社が判断した場合。
  - ⑤ 過去に当社より出店または出品禁止処分を受けたことがある場合。
  - ⑥ 法律および下記「4」に定める取り扱い禁止商材、サービス等を扱っている場合。
  - ⑦ 事業として、商品の製造・仕入をせずに、単に、ブローカー的に売買の仲介を行うことを目的としている場合。
  - ⑧ その他ショッピングモールにふさわしくない商品の販売と当社が判断した場合。
- 3 下記の商材を扱う場合は、加盟店登録を申し込むに当たり、当社に、その商材を扱うために必要な資格があることを証明する資格・免許・認可・登録・届出があることを示す証明書等のコピーの提出が必要です。  
また、ショップホームページを掲載する際は、ショッピングモール内の当該加盟店ホームページにその業を営むに必要な許可等を取得していることを明示的に掲載してください。

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ① 食品       | 食品衛生法の販売許可          |
| ② 酒類       | 酒類販売業許可、通信販売酒類小売業免許 |
| ③ 生物       | 動物取扱業登録             |
| ④ 化粧品      | 化粧品製造販売業許可          |
| ⑤ 薬、医薬品    | 医療品販売業許可            |
| ⑥ 医療器具     | 医療機器販売業届            |
| ⑦ コンタクトレンズ | 高度管理医療機器等販売可        |
| ⑧ 中古品      | 古物商許可書              |
| ⑨ 職業斡旋     | 厚生労働大臣許可            |

- ⑩ 旅行代理店 国土交通大臣許可、旅行代理店営業許可
- ⑪ 不動産 国土交通大臣許可、知事許可
- ⑫ 金融 財務大臣許可、知事許可
- ⑬ 保険 財務大臣許可
- ⑭ その他、各法令等に定められる許可ないし届出の必要がある場合、該当する許可ないし届出

#### 4 取り扱い禁止商材

武器、麻薬類、たばこ、宝くじ、猥褻物、模造品、偽物、海賊版、コピー商品、個人情報、名簿類、無限連鎖講に該当するもの、その他法律や公序良俗に違反したものおよび当社が不適切と判断したもの。

### 第4条 決済手数料と売上金支払

#### 1 決済手数料

現金前振込、クレジットカード決済または代引により成立した取引の売上金額（税込）の7%が決済手数料となります。

このとき、決済した売上金額の内訳となる加盟店売上および当社手数料に、小数点以下が発生した場合の取扱いは下記のとおりです。

- ① 加盟店売上 93%：小数点以下、四捨五入
- ② 当社手数料 7%：小数点以下、切捨（内1%（小数点以下、切捨）は、購入者にポイントとして還元します。）

※ クレジットカード決済をご利用の場合、上記7%の決済手数料とは別に決済金額の3.9%がクレジットカード決済手数料となります。

#### 2 売上金支払と決済手数料の徴収

- ① ユーザーと加盟店間の取引において、現金前振込、クレジットカード決済および代引等（ポイント決済以外の決済）による決済で取引が行なわれた場合、当社より加盟店に決済手数料請求を行います。

手数料の請求は、ショップ管理画面において商品発送完了手続を完了した売上金を、各月1日から末日で締めて、翌月15日をめどに請求書を発行いたしますので、25日までにお支払いください。

各月の手数料の支払が確認できなかった場合、支払期日以降、加盟店に提供する全部または一部のサービスを停止し、加盟店のホームページ掲載も停止いたします。

- ② ユーザーと加盟店間の取引において、ポイントによる決済で取引が行なわれた場合、加盟店への決済手数料を差し引いた売上金の支払を行います。

売上金の支払は、ショップ管理画面において商品発送完了手続を完了した売上金を、各月1日から末日で締めて、翌月15日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、決済手数料および振込手数料を差し引いた上で、加盟店登録申込時にご登録いただいた金融機関口座にお振り込みいたします。

■振込手数料 楽天銀行口座への振込 105円  
 楽天銀行以外の口座への振込 630円

- ③ 加盟店に対する「②」の売上金の振込に当たり、各月の利用料および「①」の決済手数料請求が発生している場合は、当該利用料および決済手数料を相殺した上で、お振り込みいたします。

このとき、「②」の売上金の振込金額で各月の利用料および「①」の決済手数料が相殺できない場合は不足金額を請求いたします。

加盟店から当社へのお振り込みに必要な手数料は、加盟店負担となります。

#### 3 加盟店は、商品発送後、ショップ管理画面において、遅滞なく、商品発送完了手続を完了することが必要です。

商品の発送が完了していても、ショップ管理画面において商品発送完了手続を完了していない場合、売上金の支払および決済手数料の請求は行なわれません。

※万一、商品の発送が完了しているにもかかわらず、ショップ管理画面において、速やかに商品発送完了手続を完了していないことが発覚した場合、当社は加盟店の承認を取り消す場合があります。

### 第5条 加盟店の責任

- 1 加盟店は、実際の店舗またはショッピングモール内の加盟店ホームページでの販売事業を自己の責任で遂行するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

- 2 加盟店は、「Reputa」の利用にあたり、当社所定の手順及びセキュリティ手段を遵守し履行するものとします。

- 3 加盟店は、「Reputa」に掲載するホームページの「特定商取引に関する法律に基づく表示」に下記すべての事項を必ず掲載してください。

- ①販売業者名、②住所、③電話番号・FAX番号、④販売価格、⑤送料について、⑥消費税について、⑦代金の支払い方法、⑧商品の引渡し時期、⑨返品・交換について（返品・交換の可否、条件、送料負担の有無）、⑩責任者名

- 4 加盟店は、注文を受けたとき、予約商品である場合またはやむを得ない事情のある場合を除き、原則5営業日以内に商品を出荷するものとします。

加盟店ホームページに出荷および納期に関する特別な記載がないにもかかわらず、5営業日以内に出荷できない場合、必ず事前に、購入者（必要な場合、当社）に連絡するものとします。

商品および発送の遅延により、購入者からのクレームが発生した場合、当社仲介により、自らの費用と責任で再出荷等の最善の対処を行うものとします。

- 5 加盟店は、販売事業を遂行するにあたり、当社の各規約、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の日

本国の関連法令を遵守するものとします。

また、社団法人日本通信販売協会の「通信販売業における電子商取引ガイドライン」その他の日本国内の健全な商慣習を尊重するものとします。

- 6 加盟店は、「Reputa」を利用して入手する顧客の個人情報の取り扱いについて、経済産業省の定める「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JISQ15001) その他の日本国内の健全な基準及び商慣習を尊重・遵守するものとします。

#### **第6条 加盟店の禁止事項**

- 1 加盟店は、「Reputa」を利用して以下の行為を行わないものとします。
- また、加盟店登録後に発覚した場合には、その時点で、当社は加盟店登録の承認を取り消します。
- その際、すでにお支払い済みの登録にかかる費用および各月の利用料は一切返金いたしません。
- ① 「Reputa」により利用し得る情報の改ざん、消去する行為、または事実と反する情報を送信・掲示する行為。
  - ② ユーザーおよび加盟店または第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つける行為。
  - ③ ユーザーおよび加盟店、第三者、当社の財産、プライバシー、肖像権、著作権もしくはパブリシティ権を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為。
  - ④ 詐欺、犯罪、その他の法令違反行為またはそれに結びつく行為。
  - ⑤ 無限連鎖講(ネズミ講)および連鎖販売取引、マルチ商法を開設し、またはそれを勧誘する行為。
  - ⑥ 選挙運動、宗教勧誘またはこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為。
  - ⑦ コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、または推奨する行為。
  - ⑧ ユーザー、他の加盟店または第三者になりすまして「Reputa」を利用する行為。
  - ⑨ 「Reputa」に接続されている他のコンピュータ・システムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為。
  - ⑩ その他法令もしくは公序良俗(売春・猥褻・暴力・残虐など)に違反し、ユーザー、他の加盟店、第三者、当社に不利益を与える行為。
  - ⑪ 加盟店および取扱商品以外の情報を掲載したeメールを発信する行為。
  - ⑫ 前各号に定める行為を助長する行為。
  - ⑬ その他、当社が不適切と判断した行為。

#### **第7条 加盟店登録の解除**

- 1 加盟店は、当社へ書面で申し出ることにより、いつでも加盟店登録を解除することができます。
- このとき、当社に当該書面が到着した日の属する月の末日で、加盟店に提供する全部または一部のサービスを停止し、加盟店のホームページ掲載も停止いたします。
- その際、すでにお支払い済みの登録にかかる費用および各月の利用料は一切返金いたしません。

#### **第8条 当社の免責事項**

- 1 当社は、「Reputa」に出店および出品された加盟店または商品等に関する一切の事項、加盟店、購入者および購入に関する一切の事項、および加盟店、購入者およびその他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて関知せず、何ら責任を負いません。
- 2 加盟店は法律の範囲内で「Reputa」をご利用ください。

「Reputa」の利用に関して、加盟店が、日本および外国の法律に触れた場合でも、当社は一切責任を負いません。

- 3 当社は、加盟店が「Reputa」を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
- 4 当社は、加盟店が使用するいかなる機器、ソフトウェア、通信回線、その他の設備についても、その動作保証を一切行いません。

#### **第9条 紛争解決**

- 1 本規約または「Reputa」に関連して、ユーザー、加盟店、その他の第三者の間で紛争が生じた場合には、当該加盟店は誠意をもって購入者またはその他の第三者と協議するものとします。
- 2 「1」の協議で解決しない場合、加盟店は、当社の指示に従い、紛争を解決させるものとします。

#### **第10条 損害賠償の請求**

- 1 加盟店が、本規約に違反した行為を行い、または不正もしくは違法に「Reputa」を利用することにより、当社に損害を与えた場合、当社は当該加盟店に対して、当社に発生したすべての損害の賠償を請求(弁護士費用を含む)することができるものとします。

#### **第11条 「Reputa」の終了**

- 1 当社は、社会情勢、当社の経営状況、その他の事情により、3か月以上1年未満の周知期間をもって加盟店に通知の上、「Reputa」の全部または一部を終了することができるものとします。
- 2 「1」の通知は「Reputa」への掲載によるものとし、その通知の効力はその掲載した時から発生します。
- 3 当社が「2」の方法による通知の後に、「Reputa」の全部または一部を終了した場合、当社は、当該終了に伴い加盟店において生じる損害、損失、その他の費用が生じた場合もこれを賠償または補償する責任は免れるものとします。

#### **第12条 準拠法、合意管轄裁判所**

- 1 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、この契約に関して当社と加盟店との間で疑義が生じた場合には、関係法規などに従い双方が誠意を持って協議の上解決を図るものとします。
- また、紛争に関しては東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることで合意するものとします。

以上